

## 第1章 総則

### 第1条(名称)

本会は足立区立千寿桜堤中学校PTAと称し、本会事務局を同校内に置く。  
(住所：東京都足立区柳原2-49-1)

### 第2条(目的)

本会は保護者と教職員(以下「会員」という)が協力し相互理解の下、家庭と学校と地域社会における生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

### 第3条(活動)

本会は目的を達成するため、次の活動をする。

1. 学校の教育活動への支援
2. 会員相互の親睦
3. 地域・他校との連携及び情報交換
4. 本会運営に関する会計処理

### 第4条(会員)

1. 学校に在籍する生徒の保護者及び学校の教職員とする。
2. 会員は入会に先立ち、入会申込書を本会事務局に提出する。本提出をもって会員とする。入会申込書は子女が在学中は会員より申し出がない限り、自動更新とする。
3. 会員は本会を退会したい場合は、本会事務局に対する申し出により、いつでも退会できる。本会事務局は速やかに対応する義務を負う。

## 第2章 総会

### 第5条(成立)

総会は本会の最高決議機関とし、定期総会と臨時総会とがあり、会員の過半数の出席(委任状含む)をもって成立とする。

### 第6条(定期総会)

定期総会は年度初めに開催し、必要事項を審議し、決議または承認する。

### 第7条(臨時総会)

臨時総会は会長が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要求があったときに開催する。

### 第8条(議長)

総会の議長は、司会者の提案により指名を受けた者とする。

### 第9条(決議)

総会の議事は会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の裁定により決する。

## 第3章 運営委員会

### 第10条(構成)

本会の運営を図るため、次の委員を置き運営委員会を構成する。

1. 会長 … 1名以上(共同で運営することも可能)
2. 副会長 … 1名以上
3. 会計 … 2名以上
4. 委員 … 2名以上

### 第11条(選任)

運営委員は会員の推薦により選出され、総会の承認を得て選任される。なお、会長・副会長・会計の担当は、運営委員の中で互選とし総会にて承認を得る。

### 第12条(担当)

運営委員の担当は次の通りとするが、活動については連携をもって全体で行うものとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。(共同で運営する場合、統轄責任者を置く)
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある場合は、その代理を務める。
3. 副会長は諸会合の議事録の作成及び、PTA関連の広報活動などを行う。
4. 副会長は教育活動などの支援及び地域との連携を行う。また「第7章で定める(サポーター)」の取りまとめを行う。
5. 会計は予算に基づき会計事務を処理し、総会において決算の報告及び予算案を提出する。
6. 担当運営委員は、上記役職者の指示のもと、活動を補佐する役割を担う。

### 第13条(活動)

運営委員の活動は、次のとおりとする。

1. 年間計画及び行事等の企画・立案・運営
2. 予算の編成・補正
3. 決算書の作成
4. 「第7章で定める(サポーター)」の告知・募集
5. 会則の改正
6. その他本会の運営に関する事項

### 第14条(決議)

運営委員会は、規約の変更または規約にない事項及び緊急を必要とする会務の処理について、総会につぐ決議をする事が出来る。

ただしこの場合、次期総会においてその内容を報告し、承認を得なければならない。

### 第15条(任期)

運営委員の任期は1年とするが、再任を妨げない。なお、任期途中で欠員および増員の必要性が出た場合、運営委員会の推薦承認により補充することが出来るが、任期は前任者の残存期間とする。

#### **第16条(顧問・相談役)**

会長は運営委員会に諮って、顧問・相談役を置くことができる。

### **第4章(廃止)**

#### **第17条乃至第21条(廃止)**

### **第5章 会計**

#### **第22条(会費)**

1. 本会の経費は会員の会費をもってこれにあて、会費は一世帯当たりとし、金額は総会において決定する。
2. 会員の事情により退会した場合は、一度徴収した会費に関しては返金しない。

#### **第23条(決算の承認)**

本会の決算は、会計監査を経て報告され、総会において承認を得なければならない。

#### **第24条(会計年度)**

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### **第25条(会計監査)**

本会に会計監査を置き、活動内容を次のように定める。

1. 会計監査は、年度毎の収支決算表を監査し、総会にて報告する。
2. 会計監査は、運営委員会により会員の中から2名以上選任され、総会において承認を得る。
3. 任期は1年とするが、再任を妨げない。なお、欠員が生じた場合、運営委員会の承認により補充する事が出来るが、任期は前任者の残存期間とする。

### **第6章 規約の改廃**

#### **第26条(承認)**

規約は運営委員会の協議に基づき、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正・廃止することができる。

但し、14条の適用(運営委員会の決議)については、同条の規定に基づくものとする。

### **第7章 サポーター制度**

#### **第27条(目的)**

学校内外での諸行事や活動(以下「行事」という)に参加し、支援・協力することを目的とする。

#### **第28条(構成)**

第13条第4項に基づき運営委員会が告知・募集し、行事に参加を希望する会員により構成する。各行事において人数に定めをおかない。また、複数の行事に参加希望することを妨げない。

## **第29条(活動)**

第13条第4項に基づき企画・立案された行事の他、会長が認めた行事について会員に告知・募集の上、活動を行う。また、複数の行事に参加することを妨げない。

附則：本規約は2005年7月15日より施行する。

付記：2006年4月28日 一部改正

附則：本規約は2011年5月20日より施行する。

付記：2011年5月20日 一部改正

附則：本規約は2012年5月12日より施行する。

付記：2012年5月12日 一部改正

附則：本規約は2014年5月2日より施行する。

付記：2014年5月2日 一部改正

附則：本規約は2017年5月1日より施行する。

付記：2017年5月1日 一部改正

附則：本規約は2020年12月24日より施行する。

付記：2020年12月24日 一部改正